

令和7年度盛岡市商店街連合会助成事業の注意点

(1)助成対象事業の実施期間および申請期限について

<原則> 助成対象事業の実施期間 … **【R7.4月～12月末】**／申請期限 … **【R8.1月末】**

<例外> **1～2月中に何らかの事業を実施したい場合は、計画段階で事務局に連絡してください。**
申請期限等について調整をさせていただきます。

(2)対象外経費について

<原則> 飲食費(食事代・弁当代・飲料代)および振込手数料は対象外となります。

【例】出演者、来賓・役員、運営スタッフ・アルバイト等に対する弁当代や飲食代、打ち合わせにおける飲食代(茶代を除く)、反省会費用など

<例外>

・出演者へ金銭で謝金を支払うことが難しく、その代用として飲料ケース等を支給する場合。

(※)領収書などに誰に対して支給したものか明確にすること。

・イベント景品として、食事券の類を提供するような場合。

(※)ただし、使われた食事券(の写し)および使用店舗に対して団体が対価を支払ったことがわかる領収書(店から団体あての領収書)の両方の提出が必要となります。



(※)「食事券だけ」「領収書だけ」を提出しても対象経費としては認められません。

(3)雑役務費に係る領収書について

<原則> 雑役務費を金銭で支給する場合、**従事した者の名前および住所の記載も必要となります。**

<例外> 学校・団体等にまとめて支払う場合は、人数または名前がわかれば可。

(4)ストリートステージの実施主体の名簿提出について

●ストリートステージを申請する場合、実施主体(実行委員会等)の名簿の提出が必要になります。

(※)商店街の会員だけで構成された組織ではなく、町内会や学校、任意団体などの市民団体を含んで構成された組織であることを確認するものです。

(5)大型店負担額・広告料収入について

●イベント等の実施にあたり、大型店からの負担金(協賛金等)がある場合は、その額を対象経費から差し引いて助成額を計算させていただきます。

●情報発信事業においては、広告料収入(大型店に限らず)を差し引いて計算します。

<宛名のない領収書・レシート／立替払に関する注意点>

●宛名のない領収書・レシートは購入物品・用途にかかわらず対象外となります。
(特に消耗品類に係るもの…コンビニ、100円ショップでの購入など)

●商店街の構成員が立て替えて支払ったため、その構成員の名前の領収書や振込依頼書しかない場合は、団体がその立替分を構成員に支払ったことがわかる領収書等を合わせてつけてください。

【例】構成員が立替払した領収書 + 団体が立替分を構成員に支払った領収書

領収書 構成員▲▲ 様 金 10,000円 ・〇〇代 5,000円 ・〇〇代 5,000円 XX 商店	+	領収書 商店街 様 10,000 円 〇〇代として受領しました。 令和 年 月 日 住所 盛岡市 XX 町1-1-1 氏名 ●● ●● 印
--	---	---